

令和6年度西東京市学校施設団体登録更新のご案内

令和6年5月

令和6年度西東京市学校施設使用に係る団体登録更新を開始します。令和6年7月以降も引き続き学校施設を使用される団体は登録更新が必要です(※1 一部団体を除く)。

1 受付時期

令和6年5月8日から団体登録の受付を開始します。

令和6年7月1日以降に施設を使用する場合は、新しい団体登録番号が必要です。

登録には、2週間程度かかります。

令和5年度の団体登録をされた団体のうち、学生が過半数ではない団体の登録は令和7年6月30日まで有効ですので、更新手続きは不要です(※1)。

2 有効期間・期限

学生が過半数の団体 令和7年6月30日まで

上記以外の団体 令和8年6月30日まで

★は登録更新時期

	登録した年度												登録した翌年度												登録した翌々年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
現在登録のある団体(下記以外)		★		●																								●
現在登録のある団体(学生が過半数)		★		●										★	●													●

3 登録要件

以下の要件を満たす必要があります(ただし政治団体・営利団体・宗教団体を除く)。

(1) 10人以上で構成されていること。

- ・ 未就学児は、団体の構成員にはなれません。
- ・ 構成員の半数以上が重複している場合は、別団体として登録できません(同一団体と扱います)。

(2) 代表者・副代表者が成人であること

区分	要件
市内団体	構成員が10人以上で、構成員の半数以上が市内在住・在学・在勤者
市外団体	構成員が10人以上で、構成員の半数未満が市内在住・在学・在勤者

4 団体登録に必要なもの

- (1) 団体登録申請書
- (2) 団体構成員全員の本人確認書類（中学生以下と、団体登録申請書の「登録種別」が1と2に該当する団体を除く）。
- (3) 団体登録通知の郵送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒（代表者住所を記載）
ただし、下記の場合は、返信用封筒は不要です。
 - ・ メールで受け取る場合（メールアドレスを団体登録申請書に記入）。
 - ・ 窓口で受け取る場合
 - ・ 小学校施設開放運営協議会加入団体（運協）が運協経由で受け取る場合

5 本人確認書類一覧

区分	本人確認書類
全員	・ 運転免許証の写し（裏面の備考欄も必要） ・ 健康保険証の写し（住所記載欄も必要） ・ マイナンバーカードの表面の写し（通知カード不可）など いずれか1点 ※中学生以下と、団体登録申請書の「登録種別」が1と2に該当する団体を除く ※公共料金の領収書等は不可
市内在学	・ 学生証の写し ・ 在学証明書（発行から3カ月以内のもの。学校の証明印のある原本が必要。） ※所在地が市内であること ※中学生以下は、確認書類は不要 いずれか1点
市内在勤	・ 社員証の写し ・ 在勤証明書（発行から3カ月以内のもの。会社の証明印のある原本が必要。会社独自の様式で構いませんが、必要項目は見本を参考にしてください。） ※勤務先所在地が市内であること。上記で確認できない場合は、補助資料として名刺も可 ※名刺のみは不可 いずれか1点

※いずれも有効期限内に限ります。

※書類が整わない場合は、構成員になれません。

※自宅の住所は、町名以降を見えないよう塗りつぶしてもかまいません（例：「西東京市南町」まで）。

西東京市教育委員会
教育部社会教育課社会教育係
電話 042-420-2831（直通）